

説明会当日のチャット、会場参加者質問の他、説明会後の電話問い合わせ等も含んでいます。

No.	Q	A
1	これまで通りのケアプランでサービス提供を継続するのであれば、月額包括報酬でよいのでしょうか。	そのとおりです。1回算定報酬の利用要件は、本人の心身や生活の実態をアセスメントした結果、週ごとの利用回数未滿の利用をケアプランに位置付けられる場合となりますので、単にサービス提供した週が4週ある月と5週ある月という違いで、報酬単位が変更になることはありません。
2	ケアプランに位置付けないで、報酬単位を変更したら、監査で指摘を受けるのではないのでしょうか。	今回の新たな1回算定報酬の要件の記載に限らず、サービス提供の開始前に、利用者の心身の状況、生活の実態、自立への目標などのアセスメント結果を踏まえたケアプランの作成が必要です。 1回算定報酬は令和3年4月から開始しますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、訪問やサービス担当者会議の開催が難しい場合もあると思います。要件に該当する利用者にとっては自己負担額が下がりますので、順次、利用者への説明を進めていただき、ケアプランの変更をお願いします。ケアプランについては、軽微な変更になる場合もあると思いますが、追記したケアプランの写しを利用者、事業者に渡して最終確認をお願いします。
3	いずれ、1回算定報酬が原則となるのではないですか。	高齢者安心・自信サポート事業については、高齢者の自立支援と安定的なサービス提供を維持のために、今後もサービス類型の検討は必要であると考えていますが、現時点では、今回の運用の期限等は未定です。
4	キャンセル料の設定は必要ですか。	ケアプランによって月額報酬と1回算定報酬のどちらとなるかが変わります。月額報酬の場合は、キャンセル料の徴収は想定していません。1回算定報酬となるケアプランの利用者には、事業者で規定したキャンセル料とその要件を事前に説明しておいてください。重要事項説明書へのキャンセル用の規定については、近日中に記載例を市ホームページの福祉指導監査室のサイトに掲載予定です。
5	通所型サポートサービスで、週2回の利用の月額報酬と予定されていたが、月初めの1回目しか利用がなかった場合でも、月額包括報酬となりますか。	ケアプランの内容によると毎週2回利用する内容となっていますので、月初めの1回のみ利用であったとしても、月額包括報酬を請求することに問題はありません。ただし従来、継続利用できなかった理由に入院等のやむを得ない事情があった場合においては、利用者にとっては提供を受けたサービス量以上の自己負担を支払うという印象もあり、利用者、事業者、ケアマネジャーで確認した上で、週1回利用の月額報酬分の自己負担とするなどの調整を行っていただいている場合もあると把握しています。 なお、サービスのキャンセルに特段の事情がなく、サービスの提供量が少なくても心身の機能の維持等が図られている場合は、再度アセスメントを実施し、ケアプランの見直し等の必要があります。
6	夫婦それぞれで1回算定報酬を適用していて、夫と妻が隔週に組み合わせることで毎週利用し、世帯で週1回の利用となっていたが、夫が入院し、妻のみで週1回利用となった場合は月額報酬となりますか。	夫の入院で、妻の在宅生活の継続のためにサービス量の調整が必要であるなら、ケアプランを変更(追記)することになります。妻分として週1回の利用を継続するケアプランの場合は、月額報酬となります。

介護予防・生活支援サービス事業(高齢者安心・自信サポート事業)に関する御質問、御意見等を随時受付しております。

(問い合わせ先) 吹田市福祉部高齢福祉室支援グループ 担当 向井・平井  
mail:kousien@city.suita.osaka.jp 電話06-6384-1360(直通) FAX:06-6368-7348

7	利用者にはだれが説明するのですか。	<p>利用者への説明はケアマネジャーからが主になると思いますが、訪問型や通所型サポートサービスの事業者から説明していただいても問題ありません。利用者本人や御家族に理解していただきやすいように、御協力をお願いします。</p> <p>今回の運用は限られた要件の利用者にのみ該当しますので、市民全体に周知するためのチラシの作成は行いません。</p>
8	事業対象者のプランに終期を定めることはできないのですか。	<p>現時点では、事業対象者、要支援1、2の利用者のケアプランの終期(サービス利用の期限)の設定は予定しておりません。</p> <p>サービスの利用の調整は、利用者の自立支援、心身と生活の維持向上を踏まえた、利用者御本人にとっての目標の達成に向けて検討されるものです。高齢者の心身の状況、生活の実態、家族や地域の支援等は個々に事情が違いますので、一律にケアプランの終期を定めても、個々の意欲や状況に沿った自立支援の促進は困難であると考えております。利用者の生活上の目標の達成に近づくことで、結果的にサービスを必要としなくなる状況に至ることができるよう、利用者の状況の変化に合わせ、随時アセスメントを実施していただくのが適切であると考えます。</p>
9	訪問型サポートサービスの事業所で、5週目のサービス提供は行わないという規定を設けている事業所がある。この場合は1回算定となるでしょうか。	<p>1回算定報酬の利用要件は、本人の心身や生活の実態をアセスメントした結果、ケアプランに週当たりの規定の回数未満の利用が位置付けられる場合です。御質問の利用者は、御自身の事情ではなく、事業所の事情で5週目の利用ができないという実態となっていると思われるので、要件に該当せず、月額包括報酬となります。</p> <p>本市の訪問型サポートサービスは、週1回程度の利用から週3回程度の利用を基本としています。5週目のサービスを提供しないというサービス類型は設定しておりませんので、このような事例はあくまでも、利用者と事業者との間での確認事項であると理解しています。在宅生活を支えるためには、毎週の定期的なサービスがないと心身機能の維持が難しいというアセスメント結果なら、途切れなくサービス提供を受けられるように、事業所の変更、要介護等認定の新規申請や区分変更等の検討が必要です。</p>
10	週1回の通所型サポートサービスを利用しているが、4週ごとの通院日とかなさっており、その日は必ず休むことがわかっており、振替利用ができないことも事業所に確認している。この場合は1回算定となるでしょうか。	<p>1回算定報酬となります。ケアプランに通院で利用しない週がある旨を記載してください。急に通院の予定がなくなったとしても、その日は通所型サポートサービスはお休みになることを事前に利用者、ケアマネジャー、事業者で確認しておいてください。なお、週1回程度の通所型サポートサービスが必要で、通所しない週があるが、当初からその利用について振替利用を予定している場合は月額報酬となります。</p>
11	通所型サポートサービスを利用しているが、突然の体調不良だけでなく、昼食のメニューの内容などで不定期に欠席される利用者がある。この場合は月額報酬でよいでしょうか。	<p>ケアプラン上にやむを得ない体調不良や不規則の欠席を位置付けることはできませんので、月額報酬となります。</p>
12	通所型サポートサービスを利用しているが、体調不良が多く、常に欠席回数が多い利用者は、1回算定報酬になりますか。	<p>体調不良による不規則な欠席をケアプランに位置付けることはできませんので、月額報酬となります。ただし、体力が乏しく、体調管理のために隔週で利用する等、当初からケアプランに規定の回数未満の利用が位置付けられる場合は1回算定報酬となります。</p>

介護予防・生活支援サービス事業(高齢者安心・自信サポート事業)に関する御質問、御意見等を随時受付しております。

13	<p>要介護1の夫と要支援1の妻が同居しており、双方がサービスを利用している。これまでは週1回月曜日に夫分の訪問介護と妻分の訪問型サポートサービスを続けて利用していたが、加えて木曜日にもサービスが必要ではないかと検討している。木曜日は夫分と妻分を連続して支援するほどの内容は必要としないので、夫分と妻分を隔週で利用するように調整したい。この場合、妻分のサービスはどのように算定するのか。</p>	<p>お問い合わせの内容に沿って夫分、妻分の(月)(木)週2回のサービスを設定すると、以下のようなプランになると想定されます。(夫分● 妻分★)</p> <table border="1" data-bbox="762 271 1257 591"> <thead> <tr> <th>日</th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1 ●★</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4 ●</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>8 ●★</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11 ★</td> <td>12</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>15 ●★</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18 ●</td> <td>19</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>22 ●★</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25 ★</td> <td>26</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>29 ●★</td> <td>30</td> <td>31</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>妻は週2回利用ですが、(木)は夫のサービスとの隔週利用であるため毎週2回利用しないことをプランに位置付けることができますので、週2回利用の1回算定報酬を計6回利用することになります。</p>	日	月	火	水	木	金	土		1 ●★	2	3	4 ●	5	6	7	8 ●★	9	10	11 ★	12	13	14	15 ●★	16	17	18 ●	19	20	21	22 ●★	23	24	25 ★	26	27	28	29 ●★	30	31			
日	月	火	水	木	金	土																																						
	1 ●★	2	3	4 ●	5	6																																						
7	8 ●★	9	10	11 ★	12	13																																						
14	15 ●★	16	17	18 ●	19	20																																						
21	22 ●★	23	24	25 ★	26	27																																						
28	29 ●★	30	31																																									
14	<p>要支援1の独居で、毎週(木)に訪問型サポートサービスを利用しており、最終週のみ家族の支援があるため、1回算定報酬で請求しているが、家族が急用で通い支援できなくなり、その月だけ訪問型サポートサービスを急遽追加したため、結果的に毎週利用になった。この場合は月額包括報酬で請求してもよいのか。</p>	<p>お問い合わせの内容に沿ってサービスを設定すると、以下のようなサービス実績となると想定されます。(●プランに沿った利用 ★急遽の利用)</p> <table border="1" data-bbox="774 882 1284 1202"> <thead> <tr> <th>日</th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4 ●</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11 ●</td> <td>12</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18 ●</td> <td>19</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25 家族× ⇒★</td> <td>26</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>プランに位置付けているのは月末を除いた週の利用ですので、1回算定報酬となります。キャンセル料の発生や、急遽の利用については、原則としてサービス事業者がヘルパーさんの確保などの準備ができないこと等を事前に利用者によく説明してください。</p> <p>お問い合わせの場合については、継続してサービス提供を受けないと自立生活が難しいという判断と、サービス事業者の都合が付き、サービス提供が可能であった場合にも、プランに示している支援の範囲を超えないサービス提供に限られるのは通常の場合と同様です。</p> <p>また、家族支援ができなかったのは当該月のみで、プラン内容の変更はない場合は、当該月は1回算定報酬を4回分算定し請求してください。なお、同じ条件で、利用曜日の具合で結果的にサービス利用が5回となった場合については、月額報酬となります。</p>	日	月	火	水	木	金	土		1	2	3	4 ●	5	6	7	8	9	10	11 ●	12	13	14	15	16	17	18 ●	19	20	21	22	23	24	25 家族× ⇒★	26	27	28	29	30	31			
日	月	火	水	木	金	土																																						
	1	2	3	4 ●	5	6																																						
7	8	9	10	11 ●	12	13																																						
14	15	16	17	18 ●	19	20																																						
21	22	23	24	25 家族× ⇒★	26	27																																						
28	29	30	31																																									

<p>15</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関連して、通所型サポートサービスを休止した場合は、1回算定報酬となりますか。</p>	<p>令和2年2月28日付厚生労働省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて(第4報)」の(問4)「新型コロナウイルスの発生に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業において通所型サービス及び訪問型サービスを提供する事業者が休業を行った場合、月額報酬となっているサービス費について、休業時間分を日割りすることが可能か。」という問いに対して、(答)「市町村の判断で、事業所指定効力停止の開始・解除に準じた取扱いとして、日割り計算を行うことが可能である。」とされています。</p> <p>通所型サポートサービスの月額包括報酬において日割りを必須とすると、休業期間が短い場合に利用者によっては欠席していないのに日割りになる等、サービスの提供と報酬とのバランスが取れなくなる場合も想定されます。日割り計算は可能ですが必須ではありませんので、そのことを利用者に説明の上、サービス事業者、ケアマネジャーで確認し、給付管理を行ってください。</p> <p>1回算定報酬の利用要件は、本人の心身や生活の実態をアセスメントした結果、ケアプランに週当たり規定の回数未満の利用が位置付けられる場合ですので、お問い合わせの場合は該当しません。</p>
<p>16</p>	<p>ケアプランに週当たり規定の回数未満の利用が位置付けられる場合、1回算定報酬を使用する運用について、重要事項説明書に記載されていないが、このまま使用してよいのか。</p>	<p>令和3年4月から使用する重要事項説明書(モデル例)については、介護報酬改定の影響により記載内容が変更になる可能性がありますので、まだ公開しておりません。今しばらくお待ちください。(公開しましたら吹田市ケア倶楽部にて通知いたします。)重要事項説明書には、1回算定報酬がどのような場合に該当するのかをくわしく記載する予定にはしていませんが、上記のような手続きを完了していれば算定することに問題ははありません。</p> <p>「吹田市高齢者安心・自信サポート事業 介護予防ケアマネジメントマニュアル」(第5版を令和3年4月以降に発行予定)や介護保険法施行細則(令和3年4月改正予定)には、1回算定報酬の算定要件を規定し、記載する予定です。</p>